

2026年度 北海道大学大学院
文学院修士課程入学試験（後期）

| | |
|-------|--|
| | |
| 試験科目名 | 専門試験（ 日本史学 ） |
| 出題の意図 | <p>問題Ⅰは、歴史研究における価値判断に関する問題である。通俗的評価を相対化する能力は歴史研究上必須の素養と考えるからである。</p> <p>問題Ⅱは、日本史の研究に必要な、史料読解力と基本的知識とを問う問題である。史料の正確な解釈によって歴史研究が成り立っていることを理解してもらうような出題を心懸けた。</p> |

2026年度

北海道大学大学院文学院修士課程入学試験問題（後期）

（専門試験） 日本史学

全4枚のうち1枚目

この試験では、試験問題 4枚、解答用紙 2枚を配付する。

.....

【問題の構成】

- ①全2問。問題Ⅰと問題Ⅱからなる。
- ②問題Ⅰは共通問題である。受験者は、全員、この問題に答えなさい。
- ③問題Ⅱは選択問題である。受験者は、AまたはBのどちらかを選択し問題に答えなさい。
選択にあたっては、古代・中世・近世を専攻するものはAをえらびなさい。近現代を専攻するものはBをえらびなさい。

【解答用紙の使用方法】

解答は問題Ⅰと問題Ⅱについて、別々の解答用紙に記入すること。

.....

問題Ⅰ

日本の歴史には、善政あるいは悪政と評価される政治がある。だがその評価はしばしば評価する者の主観的価値判断によることが多く、歴史学的評価としてそのまま採用することは出来ない。そこで、日本史上の善政、悪政からそれぞれ一例を取り上げて、善政については短所もしくは負の側面を、悪政については長所もしくは正の側面を、それぞれ具体的事実を挙証しつつ述べなさい。

問題Ⅱ

A

次の【史料ア】・【史料イ】を読んで、問1～6の設問に答えなさい。なお、史料の表記を改めたり省略したりしたところがある。

【史料ア】

*問題本文は著作権法上の理由からこのホームページに掲載することはできませんので、左記の出典箇所を参照するか、文学研究科教務担当の窓口で閲覧してください。

出典箇所『埼玉県史料叢書(4) 栗橋関所史料 三』口絵

【史料イ】

*問題本文は著作権法上の理由からこのホームページに掲載することはできませんので、左記の出典箇所を参照するか、文学研究科教務担当の窓口で閲覧してください。

出典箇所『埼玉県史料叢書(4) 栗橋関所史料 三』四三三頁

注(1)「此方四人」・・・武蔵国葛飾郡栗橋関所(房川渡・中田関所)の関所番士四家(富田・島田・足立・加藤家)のこと。

注(2)「川上金吾助殿」・・・幕府の関東代官。当時栗橋関所を管轄していた。

問1 【史料ア】・【史料イ】の作成年代につき、次の問いに答えなさい。

イ 「申」はどの年代と考えられるか。次の記号Ⅰ～Ⅳのうちから選択し、記号で答えなさい。

- Ⅰ 天保7丙申年 Ⅱ 嘉永元戊申年
Ⅲ 安政7庚申年 Ⅳ 明治5壬申年

ロ その年代と判断した理由を、史料中に傍線部「a」「箱館在留之魯西亜官吏」とあることを考慮に入れ、説明しなさい。

問2 傍線部「b」「奥州」とは、旧国名の略称である。

イ その国名を答えなさい。

ロ その国は現在のどの地方にあたるか。現行の地方区分の名称で答えなさい。

問3 【史料ア】を読んで、次の問いに答えなさい。

イ 【史料ア】の作成者は宛所へ、何を要請しているか。答えなさい。

ロ 【史料ア】の作成者の役職を、【史料イ】を参照して答えなさい。

ハ 【史料ア】の作成者が宛所へ要請した内容を指示した人物は誰か。【史料ア】記載の文言で答えなさい。

ニ 【史料ア】の作成者がこの文書の内容を宛所へ要請できたのはなぜか。【史料ア】の作成者の役職の職掌に即して説明しなさい。

ホ 【史料ア】の作成者が宛所へ要請した内容を指示した人物の役職を、次の記号Ⅰ～Ⅳのうちから選んで答えなさい。

- Ⅰ 老中 Ⅱ 箱館奉行 Ⅲ 外国奉行 Ⅳ 若年寄

問4 傍線部「c」を、すべてひらがなにして記しなさい。

問5 傍線部「d」「闕」につき、次の問いに答えなさい。

イ そのよみをひらがなで答えなさい。

ロ その意味するところを簡潔に説明しなさい。

問6 【史料イ】を読んで、次の問いに答えなさい。

イ 【史料イ】の作成者は宛所へ、なにを伺っているか。答えなさい。

ロ 【史料イ】の作成者は、なにを懸念してこの伺書を作成したと考えられるか、説明しなさい。

問題Ⅱ B

史料を読んで、問一〜七に答えなさい。なお、史料は出題のために改めたところがある。

史料

①朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル国史ノ成跡ニ鑑ミ②皇考中興ノ宏謨ヲ継承シテ肯テ愆ヲサラムコトヲ庶幾シ夙夜競業トシテ治ヲ図リ幸ニ祖宗ノ神祐ト国民ノ協カトニ頼リ③世界空前ノ大戦ニ処シテ尚克ク小康ヲ保ツヲ得タリ
奚ソ図ラム④九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ潰倒男女ノ惨死幾万ナルヲ知ラス剩ヘ火災四方ニ起リテ炎燄天ニ冲リ京浜其ノ他ノ市邑一夜ニシテ焦土ト化ス此ノ間交通機関杜絶シ為ニ⑤流言飛語盛ニ伝ハリ人心洶々トシテ倍々其ノ惨害ヲ大ナラシム之ヲ安政当時ノ震災ニ較フレハ寧口凄愴ナルヲ想知セシム
朕深ク自ラ戒慎シテ已マサルモ惟フニ天災地変ハ人カラ以テ予防シ難ク只速ニ人事ヲ尽シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ

(出典省略)

問一、傍線部①の「朕」について、

- (一) 「朕」とは何か、答えなさい。
- (二) 「朕」とは誰か、答えなさい。

問二、傍線部②の「皇考」とは誰を指すか、答えなさい。

問三、傍線部③の「世界空前ノ大戦」に、日本はどの様に関係したのか、答えなさい。

問四、傍線部④の「九月一日ノ激震」とは何か、答えなさい。

問五、傍線部⑤の「流言飛語」による「惨害」とはどの様なものであったか、説明しなさい。

問六、本史料は詔書の一部を抜粋したものである。この詔書には「朕」と名乗る人物の署名を代筆した上で、代筆した人物も署名している。

- (一) 「朕」の署名を代筆した人物は誰か、答えなさい。
- (二) 「朕」の署名を代筆した人物の役職を答えなさい。

問七、本史料は、そもそも「流言飛語」を打ち消すことを目的のひとつとして、出されたものである。どの様な内容の「流言飛語」だったのか、答えなさい。

問題Ⅱ **A**

問1

- イ III
- ロ

問2

- イ 陸奥国
- ロ 東北地方

問3

- イ
- ロ 留守居
- ハ 脇坂中務大輔
- ニ
- ホ I

問4 このたびろしあじんごにん、うちおんなさんにん、えどよりおうしゅうどうちゅうはこだてまで、とうおせきしよつうこうのせつ、あらためにおよばずあいとおしもうすべきむね

問5

- イ けつ
- ロ

問6

- イ
- ロ

問題Ⅱ **B**

問一、(一) 天皇の自称
(二) 大正天皇

問二、明治天皇

問三、

問四、関東大震災

問五、

問六、(一) 昭和天皇(裕仁親王)
(二) 摂政

問七、